

第4回 都野中学校跡地活用検討委員会 会議録

■日時：令和6年5月16日（木） 19時～20時

場所：都野公民館

■出席者：委員 8名

アドバイザー 1名

久住支所長・事務局（財政課）

■次第

1. 開会あいさつ
2. 委嘱状交付
3. 委員紹介
4. 会長及び副会長選出
5. 第3回 協議結果
6. 報告
 - （1）提言書の提出について
 - （2）ドクターヘリの離発着に係るグラウンドの使用について
7. 協議
 - （1）視察について
 - （2）プロポーザル審査委員会への参加について
8. 次回開催について
9. 閉会あいさつ

■内容・委員から挙げた意見・質疑

4. 会長及び副会長選出

会長、副会長に次の方が選出された。

会 長：都野地区自治会長会 会長 釘宮 恒憲 氏

副会長：千人塚自治会 会長 池田 保 氏

都野公民館 館長 甲斐 明正 氏

5. 第3回 協議結果

資料に基づき結果報告を行った。併せて委員の公募結果を報告した。

6. 報告

(1) 提言書の提出について

令和6年3月25日(月)、会長及び両副会長が竹田市長と面会し、提言書を提出した旨を報告した。

(2) ドクターヘリの離発着に係るグラウンドの使用について

活用事業者の決定後は、久住高原農業高校のグラウンドを活用する予定としており、併せて、都野小学校のグラウンドも検討している旨を報告した。

7. 協議

(1) 視察について

次のとおり説明を行った。

- ・活用事業者の募集を開始した後、提案のあった事業内容を視察することを検討している。
- ・第3回委員会の際に出された有識者、経験者の参加について、現在、事業を長期的に実施してもらうためには会社の経営状況を判断する必要がある、これについては民間と協力することを考えている。

－意見・質疑－

- これまでの委員会や意見聴取会で様々な具体的な活用策が出された。出された活用策の検討や廃校活用の先進事例を知るために視察が必要だと考えている。

⇒ 活用策は、様々な事業を実施する事業者を全国から募り、これまで出された意見を参考にしながら活用事業者を決定したい。現段階では、どのような活用策が提案されるか不明なため、視察は、提案があった事業内容について行いたい。

【検討結果】

視察は募集後に応募結果を踏まえて行う。

(2) プロポーザル審査委員会への参加について

- ① 事務局からプロポーザル審査委員会への参加を依頼し、選出委員を検討した。
- ② 別紙1を基に募集要項はこれから作成するということを説明し、募集期間について検討した。

－意見・質疑－

○ 委員3名が選出されたが、委員会にも応募者の提案内容を知らせてほしい。

⇒ 3名が提案内容を知ることではなくて、委員会の委員みなさんにお知らせする。

また、応募者が1社であっても、事業内容や経済力などを審査するため必ず採用されるとは限らないことをお知りおきいただきたい。

○ 貸付料や水の供給が少ないなど、諸条件を示さないといけない。

⇒ これから募集要項を作成する。

○ 募集要項は見せてもらえるのか。

⇒ 募集要項が出来たら示す。

○ 土地の使用権は5か組共有地となっているが、土地の利用料は掛かるのか。

⇒ 土地の利用料は掛かる。所有者は市であるため、市が募集並びに貸付を行うが、土地の使用権は5か組共有地にあるため、5か組共有地の同意が必要になる。土地の利用料8割が5か組共有地の収入となる。

【検討結果】

① プロポーザル審査委員会へ参加する委員3名が選出された。

- ・ 都野地区自治会長会 会 長 釘宮 恒憲 氏
- ・ 5か組共有地 委員長 古庄 俊泰 氏
- ・ 九州アルプス商工会 理 事 木村 歩 氏

② 募集期間は3か月とする。

【その他 意見・質疑】

- 地域と関わりを持つことに無関心な事業者が活用することになると困るため、行政に直営でないにしても関わりを持ってほしい。

⇒ 今後、市は公共施設の維持管理費を削減するために民間事業者の活用を図ることから直営は考えていない。プロポーザルは事業者の評価をするものでもあるので、地域と関わりを持つ活用事業者を決定するために、地域貢献に関する提案を審査項目に入れることも必要だと考えている。

- 前回、都野中学校を事業候補地の1つとして検討している事業所について報告があったが、その後どうか。

⇒ 現在も先方が事業内容を検討中であり、結論は出ていない。

8. 次回開催について

募集要項を委員に示すことから、募集開始前に開催する。

【次回開催】 7 月中

(次頁以降は、当日使用した資料)

4. 会長及び副会長選出

会 長：

副会長：

5. 第3回 協議結果

■ 開催日：令和6年3月18日（月）19時～20時

- ・提言書については、提言書（案）「1. 活用方針を民間活用とする」という文言を削除する。
3月中に、会長と両副会長が市長に提出する。
- ・検討委員のプロポーザル審査委員会への参加については、プロポーザル実施時期に3人選出する。
- ・次回の開催までに、有識者・経験者の参加や視察について検討する。
- ・次回の開催は4月中とする。

6. 報告

（1）提言書の提出について（提出日：令和6年3月25日）

提言書

竹田市長 土居 昌弘 様

都野中学校跡地活用検討委員会

会 長 下藤 康一

副会長 中村 今子

副会長 甲斐 明正

都野中学校跡地活用について、地域の活性化を図ることを目的とし、これまで検討委員会で活用方針に係る協議を重ねてまいりました。検討委員会での検討結果を精査し以下のように提言いたします。

（提言）

1. 活用方法については、様々なアイデアを全国から募集する。
2. 事業者が決定するまでの間、地域住民並びに団体が使用を希望した場合は貸し付けを行う等、有効に活用することを希望する。

(2) ドクターヘリの離発着に係るグラウンドの使用について

- 活用者が決まるまでの間 ⇒ 都野中学校グラウンド
- 活用者決定後 ⇒ 周囲の公共施設

7. 協議内容

(1) 視察について

(2) プロポーザル審査委員会への参加について

- プロポーザル審査委員会について（竹田市プロポーザル審査委員会設置条例）
 - （内 容）プロポーザル審査委員会は次に掲げる事項について調査・審議する。
 - ・プロポーザル実施要領に関すること。
 - ・最優秀提案者を決定するための審査基準に関すること。
 - ・企画又は技術に関する提案書等の審査及び評価に関すること。
 - ・最優秀提案者の決定に関すること。う
 - （委員会）委員 10 人以内 学識経験者・市職員・市長等が必要と認める者

⇒ 案：参加人数 3 人

8. 次回開催について

開催予定 日時：9月もしくは10月 19時～
場所：都野公民館

■ R6 都野中学校跡地活用検討委員会 委員名簿 (敬称略)

	分野	所属	役職(案)	氏名
1	自治会	都野地区自治会長会 会長	会長	釘宮 恒憲
2	自治会	千人塚自治会(地元自治会) 会長	副会長	池田 保
3	公民館	都野公民館 館長	副会長	甲斐 明正
4	関係者	5か組共有地 委員長		古庄 俊泰
5	PTA	竹田市立竹田中学校 PTA副会長		淵 哲也
6	PTA	竹田市立都野小学校 PTA会長		淵 洋次
7	産業	九州アルプス商工会 理事		木村 歩
8	産業	竹田市認定農業者連絡協議会 副会長		麻生 賢志
9	福祉	社会福祉法人 竹田市社会福祉協議会 事務局長		吉岡 庸博
10	観光	NPO法人 竹田市観光ツーリズム協会 副会長		塩手 亨
11	スポーツ	久住地域スポーツ協会 理事		加藤 和昭

(竹田市議会) アドバイザー

鷲司 英彰

事務局

財政課 財産活用推進室

都野中学校跡地活用検討委員会 会則

(目的)

第1条 竹田市立都野中学校跡地の有効活用を推進するため、活用の検討及び調査を行うことを目的として、都野中学校跡地活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校跡地及び施設等の活用方策の検討に関すること。
- (2) 活用の提案に関する調査、検討及び調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員13名以内とし、別表に掲げるものをもって組織する。なお、必要に応じ、新たに委員を追加することができる。

2 検討委員会に会長1名及び副会長2名を置く。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、委員の互選により選出する。

2 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、活用策が決定するまでの間とする。ただし、特定の地位の委員の任期は、特定の地位にある期間とする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の3分の2で決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、その意見

又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第8条 検討委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 検討委員会及び専門部会の庶務は、竹田市財政課財産活用推進室において行う。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この会則は、第1回検討委員会開催日から施行する。

別紙 1

令和 6 年度 検討委員会等実施スケジュール予定 (案)

時期	項目		検討委員会の内容
	検討委員会	市	
5 月	第 4 回 実施	活用事業者相談受付	○委員の委嘱状交付 ○会長・副会長選出 ○視察について ○募集に係る協議 (協議事項) ・プロポーザル審査委員会 への参加について
6 月		(議会報告)	
7 月			
8 月		募集開始	
9 月	第 5 回 実施	募集：2 か月	応募者の報告
10 月	第 6 回 実施	活用事業者の決定	活用事業者決定の報告
11 月		地域説明会	
12 月	第 7 回 実施		閉会